

柴田町告示第 8 7 号

下記の者に送達すべき書類について、その住所及び居所が不明であるため書類の送達ができないので、地方税法第 20 条の 2 の規定により本職が保管し、いつでも交付することを告示する。

令和 8 年 8 月 6 日

柴田町長 石森 靖明



記

1 送達すべき書類の名称

令和 8 年度国民健康保険税 納税通知書

2 送達すべき者

氏名	所在地	調査結果
阿部 佑季	宮城県柴田郡柴田町船岡東 3 丁目 5 番 2 8 号	所在不明